

ご寄附をお願いします

～ 人生最期の日まで「その人らしい暮らし方」ができる社会を共につくりましょう！～

日本は、世界でも最も進んだ長寿国ですが、一方で認知症や身体の障害を得て介護が必要な状態になっても、特養ホームなどの公的な介護施設に入居するまで何年も待ったり、やっと入居できたとしても虐待や不適切ケアの実態は後を絶たず安心できる状況にはありません。さらに、ターミナルという人生最期の場面において人間の優しさと温かさに包まれて生き抜いていきたいという多くの人の希望にどれだけの施設が応えられているのか全く分からない現状です。

私たち公益財団法人Uビジョン研究所は、このような現状を少しでも改善すべく2006年から高齢者が暮らす特養ホームや特定ケアハウス、介護付き有料老人ホームで暮らす人たちが安心して安全に、そして人間らしい生活ができるよう、これら施設を第三者(知識・技術・経験の優れた評価者)の眼でチェックし、認証する制度を創設しました。今後、認証取得する施設を着実に増やしていくための活動を積極的に展開していく所存です。

このような私たちの活動を広げていくために、より多くの人たちから寄附を募集することになりました。具体的には、①より良い施設を作っていくための利用者や家族、職員のための相談や運営のための事業、②人間らしい暮らしを実現するうえで鍵となる職員の研修・啓発事業、③認証施設に災害が起きた場合に支援する事業④利用者が安心して暮らせる保証している認証施設の中でさらに卓越したサービスを提供する施設とその職員を称えるためのアワード事業などへのご支援をお願いしたいと思います。

人は誰でも死から逃れることはできませんが、どんな障害を持っても、最期の日までその人らしい暮らし、生き方ができる、そんな社会を創っていくことが私たちUビジョン研究所の願いであり、理想です。寄附を通じて私たちとともに築いていきましょう！

◆100万円以上のご寄付の場合、ご希望により寄附者の名前で基金を創設します。

理事長 本間 郁子

* お振り込みについて

- ◆ **銀行の場合:** 三菱東京 UFJ 銀行 渋谷中央支店 (普通) 0505784

公益財団法人Uビジョン研究所 代表理事 本間郁子

※銀行振り込みの場合、別途、お振込み料金が必要。

- ◆ **郵便局の場合:**

公益財団法人 U ビジョン研究所 00190-5-487181

ただし、U ビジョン研究所が発行する振込用紙を利用した場合

※お振込み料金は無料。

あなたのご寄附は控除を受けることができます

個人が国や地方公共団体、**公益法人**などに対し寄付金を支出した場合、「**所得控除**」が適用されます。

【所得税控除】

所得控除を受けることができます。

次の1・2のいずれか低い金額 - 2千円 = **寄付金控除額**

1 : その年に支出した特定寄付金の額の合計額

2 : その年の総所得金額等の40%相当額

◆事例◆

年中の総所得金額が600万円、寄附金の合計が20万円の場合、

20万円-2,000円=19万8,000円が総所得金額より控除できます。(控除額19万8,000円は、総所得金額600万円×40%=240万円の限度内となりますので、19万8,000円全額が総所得金額からの控除対象となります。)

【法人寄附の場合】

通常の一般寄附金の損金算入限度額と別枠で、損金算入が認められます。

◆確定申告時は、領収書を添付してください。

